

思う。

しかし、自分が亡くなっても、地元住民を中心として、反原発の灯が燃えつゞけていくことは、うれしい誤算ではなかったのだろうか。

川口さん、この原発反対の灯りを見守って、九町の地を一步も退かずに眠っていてももらいたい。

— 地元の新聞（南海日日）から — 原発に不安は84%

原発を身近に持つ八幡浜市の84%以上の市民が「原発は危険、安全性に不安がある」と感じている。また、同市の行政について、40%近くの人々が「意見を伝える方法がない」と考えている。八幡浜青年会議所が、市民意識を探った「市民アンケート」の調査結果がまとまり、昨年12月27日に公表された。

原発の町 = サラ金地獄

八西地方では、原発で、地元莫大な金が落ちたといわれるのに、なぜ、全国一といわれるサラ金の町——伊方町住民の50人近くがサラ金で破産——になっているのだろうか。働かずして得られる金が生み出す“もの”が何であるのか、それは、いかんなく物語っている。額にアセすることをきらい、金権といわれる政治家や大企業に頼って、安易に金を得ようという人たちの明日は、決して明るいとはいえない。

平バエの自然はどこに

おもいで深いなつかしい平バエの自然よ
忘れられない山間の里道をつたい
手をつなぎ語りあいつゝ
平バエの鼻の磯に行く
幼なじみの二人が
イ貝 サザエ アワビなど
採りて喜びあった
あゝ なつかしの平バエの自然
私たちが手をあげ招いていた平バエの磯
だのに今は
原発が放射能をバラまき
我々の来るのをニランでいる
昔の平バエの磯は
我らが二度と行かれぬ平バエの磯

(注：平バエは伊方原発建設地点)

原告 浪下繁春さん(新聞投稿)

会計報告(83.12/8~84.1/9)

収入	
会費	220,000
ニュース購読料	183,350
カンパ	54,000
計	457,350
支出	
ニュース印刷代	31,000
振替手数料	1,990
郵送料	11,040
弁護士会議補助	31,000
ゼロックス・リース料	14,300
コピー料金	39,624
計	128,954
差引	328,396
積立金	1,275,593

伊方訴訟ニュース

第125号

1984年1月20日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: ☎ 530 大阪市北区西天満4-9-15第一神明ビル)
藤田法律事務所内 TEL 06-363-2112 口座 大阪 48780

新年の御挨拶

伊方原発反対八西連絡協議会
事務局長 矢野 浜 吉

昭和57年、「伊方の町を明るくする会」のアンケート調査によりますと、伊方町住民の7割5分は原発3号炉建設に反対であります。

今でも、伊方町住民の大多数は原発に反対であります。原発建設に賛成者は、一部の利

権に連なる少数の住民であります。

私共は、原発反対住民の声なき声を背に受けて、力強く、昭和59年も、最大限の原発反対斗争を続けて参ります。

何とぞ、昭和59年も相変わらず御支援、御協力下さいますよう、お願い申し上げます。

故川口会長を偲んで

川口会長が亡くなってしまった。報告かたがた病床を見舞う度に、「私がこんなところにおいて何もできませんのに、みなさんにばかり迷惑をかけてすみませない」と言われていた。それに対し「いやいや、会長がここにいられるだけでも心丈夫なんですから、元気を出して下さいよ」とはげましてきた。事実、川口会長が病気で、集会や裁判に顔を出さなくなっても、なぜか反対運動にとって大きな支えになってきた人であった。

川口さんは二度の応召で戦争に行き、還ってからは、いつも何かの公職について住民のためにはたらいてきた。六十余りになって、ようやく暇ができ、これからは好きな暮でも打って余生をすごそうと思っていたというところが、伊方原発はそれを許さなかったの

2号炉訴訟原告 西園寺 秋 重
である。川口さんは、その経歴と系図がしめすように、この地方では支配層に属してきた。

原発を強行する人たちとは、いわば身内のようになつた。

しかしながら原発を強行する者たちは、相手が誰であろうと、原発を批判したり、立ち阻む者に対しては、金か、さもなければ権力か、かつての軍部のように、論理もなければ、情け容赦もなかったのである。川口さんをして、機動隊を鬼動隊、四国電力を鬼業と言わしめたゆえんであらうと思う。

これに対し川口さんは、「真正直な斗争」を、反対運動の理念としてきた。政府や四国電力が、ウソと欺瞞で伊方原発を強行することに反対する運動に、ウソがあってはならないというのである。(11頁に続く)

2 号 炉 訴 訟

原 告 準 備 書 面

(1983年12月9日提出)

目 次

はじめに

(一)

(1) TMI二号炉事故は、被告が起るはずがないとした仮想事故時において放出されると想定した放出放射エネルギーを二百倍以上も上回った。

(2) 被告が「事実、商業発電用原子炉において……右事態が発生したことは皆無なのである」と断言した「事実」をTMI事故は打ち砕いた。

(3) TMI二号炉事故で現実生じた炉心溶融を全く伊方二号炉審査の際には、前提、対象とせずに審査を行った。

(4) 原告は、右の事態をTMI二号炉事故以前「起りうる」と指摘したが、被告は答弁書で「具体的根拠がない」と否定した。

(5) 炉心溶融を考慮しなかった二号炉安全審査は違法である。

(二) TMI二号炉事故に対するこれまでの原告の指摘主張と、被告のおそまつ限りないTMI関連準備書面について。

(1) 原告の指摘と主張

(2) 二年と半年以上も答弁を放置した挙句のわずか十六ページの不真面目な返答。被告と完全ゆ着した原子力安全委員会の報告書だけの証拠では、客観性は証明しえない。

(三) 被告準備書面(九)のズサンさ、デタラメさを暴く。

そのIの① 被告は原告のTMI二号炉事故書面で指摘した問題点について何ひとつ答えていない。

そのIの② 被告答弁書と準備書面(九)における被告主張の“あちら立てればこちら立たず”の矛盾。手前勝手な御都合主義的ゴマカシは通用しない。

そのIの③ TMI二号炉事故、即ち「外部に異常な放射性物質の放出をもたらす事態」は現実生じた「事実」である。

そのIの④ 従って被告主張の原子炉等規制法における四号適合性は崩れ、被告主張には客観性、即ち正当性がないことが証明された。

そのIの⑤ 仮に、被告が右「事実……云々」の主張を答弁書に残した場合、被告は、今度はTMI二号炉事故と伊方二号炉との直接な関連を認める羽目になる。被告は即刻に、右二つの主張の矛盾を解消する主張と根拠の提示を行なえ。

はじめに

「本件原子炉は……異常状態の発生防止及び異常状態の拡大防止にいずれも万全の対策が講じられているため、外部に異常な放射性物質の放出をもたらす事態が発生する可能性はない。事実、商業発電用原子炉において、これまで、右のような事態が発生したことは皆無なのである」(昭和五十三年九月十一日付、被告答弁書P22)。

被告は、五年前に右のように高らかに原発絶対安全、無誤謬の安全神話を、自らの神話とするだけでなく、我々原告や当裁判所ひいては国民全対に対してこの神話を「信じよ」と宣したのであった。しかし、神話ほどまでいっても神話でしかなく、事実によって打ち砕かれる日が必ず来る。即ち右被告の宣言よりわずか六カ月後の五十四年三月二十八日、米国ペンシルバニア州のスリ-マイルアイランド原発(以下TMIと略)二号炉において、原子炉内核燃料棒の大部分の損傷、更に溶融という大事故が発生、周辺環境には、放射性希ガスが推定で、実に四千五百万キュリ-以上、ヨウ素も六万四千キュリ-をはるかに上回る放射能放出が生じた(甲第四号証の一、瀬尾 健論文)。

このため被告は、右答弁書提出の一年六ヶ月後に提出した被告準備書面(一)においては、「TMI事故が発電用原子炉の安全性を考える上で重要な意味を持つものであることは事実であり、我が国においても右事故において問題となった事柄について幅広く検討し、そこから得られた教訓に学ぶべき点は学び、それを今後の原子力発電の安全確保のために役立てていくことが必要である」(右準備書面P27)と認めざるを得なかったのである。

TMI二号炉事故の衝撃は、炉心溶融事故が現実のものであることを世に知らしめ、被告すらその事実から逃がれることができないものとした。そしてこのことは被告らが、本件伊方二号炉審査に際して右事態を前提とした安全評価、災害評価の審査を行っていないことが、公衆の安全を全く確保することのできない違法な審査であったことを隠しようもなく明らかにしたのである。

原告は本準備書面において、以下被告提出の答弁書、準備書面(一)、及び同(九)、並びに安全審査会の二号炉審査報告書等と、原告提出の訴状、昭和五十四年十月提出書面等をもとに、被告が右書面等で主張する「TMI事故の発生は何ら本件安全審査の合理性を左右するものではない」旨の主張には理由がなく失当であることを明らかにし、もって、本件伊方二号炉審査の違法性と、その許可処分 の不当性を主張する。

(一)(1) TMI二号炉事故は、被告が「起るはずがない」とした仮想事故時において放出されると想定した放出放射エネルギーを二百倍以上も上回った。

「はじめに」の章で示したTMI二号炉事故の際の原子炉施設の外へ放出された放射エネルギーは、推定で希ガス四千五百万キュリ-、及びヨウ素にしても六万四千キュリ-をはるかに上回るものであったと推定されるが、右の事実は、本件の伊方原子力発電所二号炉(以下、伊方二号炉と統一)の安全審査においては、最大仮想事故に際して大気中に放出される核分裂生成物(以下、放射性物質と統一)をヨウ素約千百キュリ-、及び希ガス約二十万キュリ-」(四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(二号炉増設)に係る安全性について一報告書中のPIV-6-1。以下報告書と略す)という余りに“希望的な”数値を、ヨウ素にして六十倍以上、希ガスでは実に二百倍を上回る放出が現実となったのである。又、事態を小さく見せようと過少に見積った被告採用の数値(放射性希ガス約二百五十万キュリ-、ヨウ素一三一約十五キュ

り。被告準備書面(九)のP10)と比べても、被告の仮想事故時の評価より希ガスにして十二倍以上も上回っているのである。

(2) 被告が「事実、商業発電用原子炉において……右事態が発生したことは皆無である」と断言した「事実」をTMI事故は打ち砕いた。

被告が伊方二号炉の安全を述べるのに際し、その大半は単なる「仮定」とか「机上計算」を基にした主張でしかなかった。しかし、その中で、先の「事実、商業発電用原子炉は……」の下りは、唯一、「事実、……」という言葉で冠して記載された文章であり、それまでの仮定や期待の積み重ねた文章(主張)を「事実」でもって補うはずの“証し”とされる文章である。TMI二号炉事故は、被告にとっては無慈悲にも、その総べての期待を荷負わせていた「事実……皆無」なる文句を、被告がどうにもゴマカシようもない形で、完全に打ち砕いた。言葉と文章で築き上げられた「虚構」は、しょせん、自ら称した“事実”そのものによって否定される日が必ず来るという現実の厳しさを、被告に痛感せしめたのである。

(3) TMI二号炉事故で現実生じた炉心溶融を、全く伊方二号炉審査の際には、前提対象とせず審査を行った。

被告が許可を行った伊方二号炉安全審査は、右に示した通り、そもそも、今回のTMI二号炉事故によって炉心溶融の事態を全く想定していなかった。即ち、TMI二号炉で生じ

た事故は、被告の想定した最大仮想事故をはるかに超えていたのであるが、その被害の仮想事故なるものは「現実には起る蓋然性のない観念的な事故を想定した」とし、なおかつ、①技術的見地からみて最悪の場合には起るかもしれないと考えられる重大な事故及び②それを超えるような技術的見地からは起るとは考えられない全く観念的な事故、の二種類を想定して災害評価を行うこととしながら、「右の災害評価に当っては……離隔の程度を判断することが可能な程度の事故の態様を想定すれば足りるのであって、当該原子炉のECCSや原子炉格納容器等の安全防護設備の存在を無視し、あるいは、これらが全く機能しないような場合において初めて発生しうる事故の状態(例えば炉心溶融)までを考慮する必要がないことはいうまでもない」(被告準備書面(五)P6)と、炉心溶融について考慮しなかったことを認めている。TMI二号炉事故発生十四カ月後に提出した被告準備書面においてさえ、右の通りに被告が認めているごとく、本件二号炉審査では炉心溶融を想定した事故解析は何一つ行っていないのである。

(4) 原告は、右の事態をTMI二号炉事故以前より「起りうる」と指摘したが、被告は答弁書で「具体的根拠がない」と否定した。

原告は、TMI二号炉事故に先立つ訴状において「一次冷却水が失くなれば、被覆管はたちまち溶けてしまい、中の燃料とともに多量の放射能が原子炉内に出て……大惨事を引き起こす」と指摘し、又、美浜原発事故の事故隠しの事例を引いて「『安全』には、工学

的安全性とともに人為的な側面も強く影響している」と重ねて指摘、主張した。更に、「万一、燃料被覆管が酸化による脆化のため大きく損なわれることになる、炉心の冷却可能な形状が維持できず、ひいては、炉心が溶融する」と明示し「ECCSは」LOCA時において、実際に作動するかどうかということも確かめられていない」と指摘した。そして、災害評価について「安全審査で想定した事故の根拠は何か。災害評価をどう見るのか」についても、納得のいく説明は与えられていない。

例えば、「一号炉では、仮想事故の場合『炉心は溶融する』と書かれていたのに……二号炉の報告書では、炉心がどうなっているかについて全く言及しないといったデタラメぶりである。……原子炉事故による災害を正當に評価すれば、伊方での原子炉設置は不可能になる。それを、いかがわしい仮定と計算でごまかした本件安全審査と許可処分は違法であり認めることはできない」(以上、原告訴状P23~P30)と、今回のTMI二号炉で現実となった事象について明確に指摘し、被告が、それについて審査していないと主張した。

しかし、被告は右指摘に対し、その答弁書においては、先述した冒頭文章で明らかのごとく、原告の指摘を否定するだけでなく、加えて「原子炉の運転による、観念的な万一の被害の可能性をばく然と主張するだけでは足りない……原告らは、本件原子炉の運転による『被害』あるいはその蓋然性があるとする具体的な根拠を何ら示していない」(答弁書P4)と、この六カ月後に観念ではなく現実によって証明されることでもって否定され

た主張を行い、あまつさえ「ECCSの有効性が実際の原子炉で事故状態を起こさせた実験によっては直接確かめられていないことは認め」「安全審査報告書では仮想事故時における炉心の状態について言及されていないことは認め」ていながら、「その余は争う」と居直っているのである。が、この居け高々な居直りは、六カ月後には、安全審査は違法審査であったことの証拠文章に変わり果てたのである。

(5) 炉心溶融を考慮しなかった二号炉安全審査は違法である。

以上、詳述した原告、被告双方の主張は、現実に生じたTMI二号炉事故によって、原告の主張はことごとくその主張の正当性が実証され、被告の主張は、被告が準備書面(一)において認めるごとくその主張の根幹が崩れ去っている。

即ち、被告が認めている「炉心溶融を考慮していない」ことによって初めて“文章的”に成立していた本件安全審査は、TMI二号炉事故の炉心溶融という事実によってその失当が明らかとなった。従って、このことは、原子炉規制法の二十四条の一項の四号に示している「原子炉の構造及び設備が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、又は、原子炉の災害の防止上支障がないものであること」という要求を満たしえる審査とはなっていないことは明白である。従って違法なる審査を基にして成された設置許可は取り消されねばならない。

(二) TMI二号炉事故に対するこれまでの原告の指摘、主張と、被告のおそまつ限りない

TMI 関連準備書面について。

(1) 原告の指摘と主張

原告はTMI二号炉事故後、七カ月後の昭和五十四年十月に、TMI二号炉事故について一回目の準備書面を個人準備書面と共に提出した。

原告はその書面において「TMI事故は多重防護が崩れ、恐るべき共倒れ事故が起きた」（同書P15～P18）と指摘し「異常事態が起きればフェイルセーフ、多重防護の考え方で設計され、つくられているものが、なぜ機能しなかったのか」（同右）と被告の主張とTMI二号炉で実際に生じた事実との矛盾を指摘した。又、「原発周辺で農漁業に従事しているものや住民には事故時に逃げるすべがない、一体どうなるのか」（同P20）と審査における“人間、住民”抜きでデタラメさも指摘し「運転管理のミス」と言い抜ける被告主張に対して、伊方一号炉で続発した事故と、その事故に対する運転管理者である四国電力の度重なる報告遅れ事故隠しの事実を詳細に示し、四国電力に管理能力が全くないことも合わせて明らかにした（同P23～P30）。更に、被告の「メーカーが違う」という欺瞞についても、我が国の原発が、TMI事故をうけて安全点検に入ったこと、にもかかわらず、その後も重大事故につながる事故が相次いでいることを明記し（同P30～35）「伊方原発二号炉の安全審査にあたり（TMI事故のような可能性について想定不適当事故として）全然検討していない等」ということは、国が四国電力とゆ着して、原子力行政を私物化していると断定せざるを得ない」

と断じた。そして、原子力安全委員会にも言及し「日本の原子力安全委員会は……同委員会の吹田委員長は「今度のような事故は日本ではほとんど起り得ない」との発表を行い、内田委員も」米国のことはよくわからない。しかし、日本ではあんな事故は起り得ないということだ」と断言した。……日本中の国民がかたずを飲んで事故の成り行きを心配しているのに、日本における原子力安全行政の総元締めが「良くわからず」安全であると言うのは何事か」（同書P38～P40）と、その非科学的な姿勢、原発推進のみに片寄った不公正な委員会の本質を明らかにした。その他、被告が公害対策基本法に義務づけられたる「常に公害防止のための思想を高揚する」義務に違反していること（同書P41～P44）等を列挙記載して、安全審査の失当と被告許可の違法性を指摘、主張したのである。

(2) 二年と半年以上も答弁を放置した挙句の、わずか十六ページの不真面目きわまりない返答。被告と完全ゆ着した、原子力安全委員会の報告書だけの証拠では、客観性は証明しえない。

右原告のTMI二号炉についての第一回準備書面の主張に対し、被告は、何と二年と半年以上も答えることなく放置し、原告の追及と、本裁判所の促しによって、昭和五十七年五月になって、ようやくTMIに関する準備書面(九)を提出したのである。

しかし、「TMI事故に関する周到かつ慎重な調査、検討の成果をふまえ」（同書P2）たというこの書面たるや、その主張の全文でさえ十六ページしかなく、残り四ページは語

句説明というおそまつな小冊子であった。更に又、被告が準備書面(一)において麗々しく述べた「蒸気発生器の原理・構造・原子炉の停止システムを異にするなどTMI二号とはその基本的な設計や構造等を大きく異にする……」ので、本件原子炉においてはTMI事故のような事象が起るとは考えられない」（同書P28）との主張の証明として書面(九)の文中で明文化された文章は、語句説明文中にあるものを加えても全部で二十八行分しかなく、ページ数にすると一ページと十二行分に過ぎないものだったのである。いかなる専門家・名文家といえども、右被告の主張と説明、更にその証拠の提示を一ページ足らずでやれるはずがないのであり、それを「やる」とした被告の準備書面への対応は、実のところ被告には、被告が必要としている「結論」があるだけなのであり、その結論を正当化できる論理や主張はないのだという告白に他ならないのである。

又、被告が、自らでは説明できない、右主張の裏づけとして示す「証拠」なるものは、原子力安全委員会が行ったきわめてズサンかつ、原発推進を前提としたTMI事故調査報告書のみである。この原子力安全委員会たるや、既に先に示したごとく、TMI二号炉事故の全貌も原因も不明な時点で「日本では起らない」と断言して大方の失笑を買った委員会であり、その委員会の手になる報告書の客観性には原告ならずとも疑問をもたざるを得ないのである。

(三) 被告準備書面(九)のズサンさ、デタラメさを暴く。

そのIの① 被告は原告のTMI二号炉事故書面で指摘した問題点について何ひとつ答えていない。

先ず第一に指摘しておかなければならないことは、被告準備書面(九)においては、この書面に先立つこと二年と九カ月前に原告が提出したTMI関連書面において、原告が指摘、主張したTMI事故の問題点と本件伊方二号炉における関係、即ち、TMI二号炉で生じた数々の事故、事象について伊方二号炉審査では審査されていないという各主張について、被告は全く何ひとつ答えておらず、その主張に反論となるべき論述を行っていないことである。

例えば、被告はTMI二号炉で現実に生じた水素ガスの爆発について、被告の(一)(九)の両準備書面で全く触れていない。被告が許可した本件二号炉審査において、水素ガスと燃料棒との関係（水とジルカロイとの反応）についてどう審査し、その審査結果は、TMI二号炉事故によって生じた結果と比べても「妥当であった」と実証されたのか否か。その点を被告自身で明らかにしない限り、TMI二号炉で実際に生じた水素ガスの発生、あるいは格納容器への充満、更に爆発という事象が、本件伊方二号炉では起きないという主張にはなりえない。更に又、その爆発の程度で容器の機器の健全性はどう保たれ、格納容器の損傷もないというデータと審査内容を明らかにする必要がある。

右、指摘において明らかなように、被告は、書面(九)において「TMI事故によって伊方二号炉の安全審査の合理性は左右されない」と結論づけながら、その結論に至るのに必要な

TMI事故と伊方二号炉“審査”の内容・結果との対比・指摘を成していないのである。

即ち、被告の準備書面における“文章”は、あたかも、二号炉審査において、TMI二号炉事故を“予測”して、TMI二号炉で生じた故障や事故、これらの重った共倒れ事故についての安全審査を事前にやった上で、被告は許可を成しているかのように読めるのである。しかし、被告に要求されていることは「審査したかのごとくに読めるように」書くのではなく、「実際にTMI二号炉で生じた各事象について本件伊方二号炉審査の際にどう審査したか」を書くことなのである。被告がTMI二号炉事故と本件伊方二号炉安全審査とが無関係であると主張するためには、右に指摘した通り、本件二号炉安全審査報告書の中において、何処に、TMI事故で生じた二次冷却水系の全面停止がもたらす結果について安全評価をしているか、水素ガス爆発について評価しているか等を具体的に明記し、かつ、それらの評価に用いた資料がTMI二号炉事故後でも証拠として用いることができることの根拠を明らかにすることが必要なのである。そして初めて、被告が準備書面(九)で結論だけ「TMI事故は本件伊方二号炉審査の合理性を左右しない」と述べたことを主張できるのである。

そのIの② 被告答弁書と準備書面(九)における被告主張の“あちら立てれば、こちら立たず”の矛盾。手前勝手な御都合主義的ゴマカンは通用しない。

被告準備書面(九)における「TMI事故をして……本件安全審査の合理性を左右するもの

ではないことを主張する」(同書P2)なる主張ほど、被告の手前勝手を絵に描いた主張はない。被告は本気でこのような御都合主義的な言い分が通用すると思っているのか。

被告は、右書面に先だつ答弁書において、伊方二号炉の審査の適合性(原子炉等規制法)即ち同炉の安全主張の“証拠”として何をもってしたか。

被告は、先に本書面冒頭において示したごとく「事実、商業発電用原子炉において、これまで右のような事態が発生したことは皆無なのである」と主張したのではなかったか。被告は、この文章の前後、あるいは同答弁書中のどこに「但し、伊方二号炉と他の原発はあれやこれやと違うところがあるので、他の原発に、右のような事態、即ち異常な放射能の放出などが起らなかったからといってそれが本件二号炉の安全を立証することにはならない云々」と断り書きをしたためたというのか。当然にも、そのような断り書きはどこにもない。

被告は、明確に商業発電用原子炉一般の事象(被告主張の「これまで皆無なのである」という主張が本当に事実であるかどうかはさておくとしても)をもって、伊方二号炉の安全の「証し」としたのである。

それが、わずか半年後に生じた、TMI二号炉の重大事故が、満天下に知れ渡るや、まるで答弁書などこの世になかったごとくに「しかるに原告らは、昭和五十四年三月二十八日米国ペンシルバニア州のスリー・マイルアイランド原子力発電所の二号炉において発生した事故につき、その事実関係さえも正確に把握しないまま漫然と、右事故の発生の実事のみをもって、これが直ちに本件原子炉施設の危

険性を示すものであるかの如く主張しているにすぎない」(準備書面(九)P2)と、言いたてるのである。

「その基本的な設計や構造等を大きく異にするので、本件原子炉においてはTMI事故のような事象が起るとは考えられない」(被告準備書面(一)P28)と、被告が本当に考えている、否、いたのであれば、その書面の前、即ちTMI二号炉事故の前に提出していた答弁書に、先に示した「事実……皆無なのである」と、決して書くことはできなかったし、書くはずはなかったのである。

ここに至って、被告は大きな矛盾を背負っていることになった。被告の主張は、当然にも、論理一貫とすることが、絶対的に要求される以上、被告は、答弁書における右「事実……皆無なのである」と主張した文章を否定するか、それとも、その後にTMI事故について主張する「その基本的な……起るとは考えられない」(準備書面(一))及び「しかるに原告らは……主張しているにすぎない」(同(九))の文章、即ちその主張を否定するかのどちらかを選ばねばならない。

そのIの③ TMI二号炉事故、即ち「外部に異常な放射性物質の放出をもたらす事態」は現実に生じた「事実」である。

ところで、被告が答弁書において主張した「事実……皆無なのである」なる主張は、原告の本書面中の(一)の(1)及び(2)において明らかにした通り、被告が、安全防護設備の「証拠」即ち裏づけとして主張したものであった。従って、「事実……皆無なのである」という主張が、事実として通用するかどうかを確認す

ることによって、少なくとも、被告答弁書の(4)安全防護設備の設置一の主張の当否は難なく認定できるのである。又、右(4)の認定は、そのまま同書、四号適合性中の(一)の認定となり、従って同書四号適合性の認定の当否に連らなるのである。

では、このように重要な、即ち、本件二号炉審査の原子炉等規制法で示された四号適合性の当否を左右せしめる「事実……皆無なのである」なる被告答弁書の主張が、事実として通用するかどうかについて被告はどう主張しているか。

被告は、前掲の被告準備書面(一)において「昭和五十四年三月二十八日……スリー・マイルアイランド原発において放射能漏洩事故が発生した」「TMI事故が発電用原子炉の安全性を考える上で重要な意味をもつものであることは事実であり……今後の原子力発電の安全確保のために役立てていくことが必要である」(同書面、P22)とし、又、同被告準備書面(九)において「炉心の損傷によって大量の放射性物質が一次冷却水中に漏出……その一部が環境に放出されることになった」(同P10)と明記している。

右被告書面で明らかなごとく、被告は答弁書中の(4)に記した「事実……皆無である」ことが事実ではなく、皆無でなくなったことを明白に認めているのである。TMI二号炉事故は、被告が答弁書(4)の安全防護設備の条件とした「異常状態の発生防止」を防げず「異常状態の拡大防止」に失敗し、その結果「外部に異常な放射性物質の放出をもたらす可能性はない」という最後の条件も突破されてしまった大事故だったのである。

この、被告自身も認める事実によって、被

被告が答弁書において主張した安全防護設備の四号適合性は「事実、……皆無なのである」なる主張によっては成立し得なくなったのである。

そのIの④ 従って被告主張の原子炉等規制法における四号適合性は崩れ、被告主張には客観性、即ち正当性がないことが証明された。

では、右の「事実、……皆無なのである」主張が同箇所から消えるとどうなるか。

右文章より前段の被告主張「(一)本件原子炉の設計における安全性の確保」は①～③の三項で成立することになっているが(同書P19)①は今回さておくとして、②、③についての設計方針が記されているのであるが、この②(被告書面では(2)と変っている)の①～④の各項目(同書P21)は、いずれも、例えば被告がECCSについて「有効性が実際の原子炉で事故状態を起こさせた実験によっては直接確められていない」(同書P11)と認めているごとく「異常状態の発生防止」としながら、何ひとつ実際の異常状態の下における実験、データ-の裏づけのない主張、審査であり、それ故に「いわゆる『フェイル・セーフ』の考え方を採用」(同書P21(2)の②)であり「防止することとなっている」「講じられることになっているため」(同書P22、(2)の④及び(3)文中)という単なる仮定と期待を表明した記述しかできず、何人も否定できない客観的資料の裏づけはないのである。

従って、それ故に右四号適合性の(1)～(4)主張の最後に登場、記述されている「事実、……皆無なのである」なる主張は、同主張の前段

までに記述された、実際上の検証を何ひとつ経ていない被告主張を「事実」という証拠をもって全面的に支える論理基盤であったのであり、唯一の裏づけであったのである。従って、右「事実……皆無である」主張を被告が消し去ったその瞬間に被告のいわゆる四号適合性の主張は、被告が意図した「客観性」のペ-ルをはぎとられ被告のみが信じ期待していることを文章に列したものにすぎないのであったことがさらけ出されることになるのである。

そのIの⑥ 仮に、被告が右「事実…云々」の主張を答弁書に残した場合、被告は、今度はTMI二号炉事故と伊方二号炉との直接な関連を認める羽目になる。被告は即刻に、右二つの主張の矛盾を解消する主張と根拠の提示を行なえ。

では、もはや消し去る以外に使い道のない「事実、…皆無なのである」なる主張を、被告があえて残すことによって、同答弁書の文章上の論理性を保とうとすればどうなるか。そうすると、被告が準備書面(九)で「しかるに原告らは……右事故の発生の事実のみをもって、これが直ちに本件原子炉の危険性を示すものであるかの如く主張している……」と言いつつ放った自らの主張に大きな矛盾をきたすことになる。被告が一方で「商業発電用原子炉においてこれまで、右のような事態が発生したことは皆無である」と答弁書において、本件伊方二号炉と他の原発とを、何の区別も違いも示すことなく、原子炉一般の例(型式の違いすら問題にもせず…)をもって本件伊方二号炉の安全防護の証拠に採用しておきながら、

しかも、先に明らかにしたごとく、唯一の事実証拠といえる重要な要件に使用しておきながら、その同じ主張当事者が、他方で伊方二号炉と“同型”のTMI二号炉との関連についてはまなじりを決して否定し、部品の容量や形状が「違う」ので「TMI事故の発生が何ら本件安全審査の合理性を左右するものではない」と言いたてるのである。この、被告主張の大きな矛盾を放置することは、即、我々原告の生命、財産の安全と保護が危機に陥入ることになる。故に、この場において、被告に対しこの矛盾を即ちに解消する論理、主張を提示するよう要求、主張するものである。

被告が、右矛盾を解消できないのであれば、準備書面(一)及び(九)においてTMI事故と伊方二号炉との関係の否定、及び本件安全審査との否定の主張は主張とは成り得ず、TMI二号炉事故と本件伊方二号炉審査との関連を主張する原告主張の正当性が明らかとなるのである。それは、とりもなおさず、本件伊方二号炉審査の不十分性、違法性の証明であり、従って、その違法審査を基に成された本件許可処分は不当であり、取り消されねばならないのである。

(1頁から)又、「純金の斗争」でなければいけないともいった。銅や白金を混ぜて量目を増やしても、金の目方は少しも変わらないというのである。つまり原発反対は、地元住民の命にかかるぎりぎりの斗争だから、物盗り主義や、安易な妥協を強く戒めたものであった。今にして思えば、反対住民もよく理解し徹してきたものと思う。これが長い闘いにも堪え、全国各地から多くの支援が続けられてきたものと思うのである。

それにしても、団結の鉢巻きをしめたことも、抗議のデモにも加わったことのない川口さんが、よく闘いの先頭に立ったものだと思う。ずいぶんと戸迷ったこともあったようだ。よく、「今度やる時は、失敗せんようにうまくやりますよ」と、本気で指導者としての不明を恥じていた。二年か三年かで片付くと考えて、住民に決起を促していながら、こんなに長く、犠牲を強いる結果になったことに心を痛めていたようであった。

よく伊方の反対運動を、少く固まっていた連帯が足りないと言う人がいる。このことに対し川口さんは、支援はうけたいが、しかし他所で問題が起きたときに、お返しができないことを考えると、つい躊躇するようになっていた。

この伊方の斗争が、全体の反原発運動の支えになっているとしても、そんなに頼めるものではなく、伊方二号炉の取消し訴訟を、自分たちの非力も顧みず立上ったのも、そうした心情からである。

それともう一つ、長くなればなるほど、疲れてくればくるほど、地元住民の主体性が大事になっているが、このことを予期しておられたかどうかは知らないが、地元住民の誇りと責任でやろうとした考えは、まことに立派なものであったと思っている。

あのロベルト・ユンクさんが熱っぽく語られ、全国各地から多くの人たちが支援に訪れ、伊方の反対共闘や、八西協が何百回となく会合した、あの古い大きな川口さんの家も、今はない。そしてその主、川口さんも今はない。地元住民のため、九町の地から原発を追い出すことに生涯をかけていながら、今逝くことはどんなに口惜しかったことだろうか